

届書コード	処理区分	届書
2 6 7		

厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※「※」印欄は記入しないでください。

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	⑦年金手帳の基礎年金番号	①被保険者の氏名 <small>(フリガナ)</small> (氏)	②性別 男 1 女 2	③被保険者の生年月日 明 1 年 月 日 大 3 昭 5 平 7
⑤養育する子の氏名 <small>(フリガナ)</small> (氏)		④養育する子の生年月日 平成 7 年 月 日		②基準月に勤務していた事業所所在地（船舶所有者住所）及び事業所名称（船舶所有者氏名）	
		④の子について、養育特例の申出を行ったことがありますか。 ある・ない		事業所所在地（船舶所有者住所）	
				事業所名称（船舶所有者氏名）	
⑤養育開始年月日 平成 7 年 月 日		⑥養育特例開始年月日 平成 7 年 月 日		※⑦基準年月日 年 月 日	
				※⑧基準月標準報酬月額 千円	
				送 信	
				備 考	

社会保険労務士の提出代行者印
Ⓜ

平成 年 月 日に被保険者から申出を受理しましたので提出します。

平成 年 月 日 提出

〒 -

(事業主) 事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話 () 局 番

上記のとおり申出します。

年金事務所長 あて

平成 年 月 日 提出

〒 -

(申出人) 住所

氏名

電話 () 局 番

△ 受付日付印

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

1. この申出書は、養育期間標準報酬月額特例措置(以下「特例措置」といいます。)の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職していた場合には、直接、年金事務所にご提出ください。その場合、事業主欄の記載は必要ありません。
2. 特例措置の申出は、勤務していた事業所又は船舶(以下「事業所等」といいます。)に係る被保険者期間ごとに提出することになります。特例措置の適用を受けようとする期間において、勤務していた事業所等が2以上の場合、それぞれの事業所等に勤務していた被保険者期間ごとに、申出書をご提出ください。
3. 特例措置が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行なわれた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
4. この申出に基く特例措置は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①に該当したときは、すみやかに「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届」をご提出ください。
 - ① この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - ② この申出に係る子が3歳に達したとき
 - ③ 事業所を退職したときや船舶所有者に使用されなくなったときなど、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなったとき
 - ④ この申出に係る子以外の子について、特例措置の適用を受ける場合における、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - ⑤ 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき
5. この申出に基く特例措置が終了した後、「【記入の方法】4」に該当したことにより、再度、当該申出に係る子について、特例措置の適用を受ける場合には、改めて、特例措置の申出書をご提出ください。

【記入の方法】

1. ③の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。
生年月日は、たとえば、昭和60年11月7日の場合は、

明	1	年	月	日
大	3			
昭	⑤	6	0	1
平	7			1
				0
				7

のように記入してください。

2. ④は、該当する項目を○印で囲んでください。
3. ⑤は、子を養育することとなった月の前月(当該月に被保険者でなかった場合は、当該月前1年以内で被保険者であった月の直近の月)に勤務していた事業所所在地(船舶所有者住所)及び事業所名称(船舶所有者氏名)を記入してください。
4. ⑥は、以下の条件に該当する場合、その年月日を記入してください。
 - ・3歳未満の子を養育する者が新たに被保険者資格を取得した場合 資格取得年月日
 - ・3歳未満の子を養育する被保険者が育児休業等を終了した場合 育児休業等を終了した日の翌日
 - ・3歳未満の子を養育する被保険者が本申出書で申出た子以外の子について適用されていた特例措置が終了した場合 特例措置終了年月日の翌日
5. 申出者の押印については、署名(自筆)の場合は、省略できます。
6. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は、省略できます。
また、この申出を行なう際に、特例措置の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合、又はその事業所と現在勤務している事業所等が異なる場合には、事業主欄の記載は必要ありません。

【添付書類】

1. 子の生年月日及び子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの。(市町村長の証明書又は、戸籍抄本)
2. 申出者が子を養育している(又は養育していた)ことを証する書類(住民票など)

※1に掲げる書類は、この申出に係る子について、以前、特例措置の適用を受けたことがある場合には、必要ありません。

【届書・申請書名】

厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書

【手続概要】

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者が事業主に標準報酬月額の特例を申し出ることにより、従前の標準報酬月額にて年金額を計算する特例措置が受けられます。

【手続根拠】

厚生年金保険法第26条

厚生年金保険法施行規則第10条の2

【添付書類】

- ・ 子の生年月日及び子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの
(市町村長の証明書又は、戸籍抄本)

- ・ 申出者が子を養育している(又は養育していた)ことを証する書類
(住民票の写しなど)

【提出者】

被保険者(事業主経由)

なお、特例措置を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合は、直接社会保険事務所に提出してください。

この場合、事業主欄への記入は不要です。

【提出先】

事業所の所在地を管轄する年金事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

すみやかに

【その他】

- 特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次のいずれかに該当する日の属する月の前月までの各月のうち、基準報酬月額を下回る期間」です。
 - 申し出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - 申し出に係る子が3歳に達したとき
 - 事業所を退職したときなど、厚生年金被保険者の資格を喪失することとなったとき
 - 申し出に係る子以外の子について、特例措置の適用を受ける場合における申し出に係る子以外の子を養育することとなったとき
 - 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき